

2017 年 4 月 1 日

P2 I 2 受入の承認

2016 年度	2017 年度
(3) 受入決定は研究開発センターが行います。受託・共同研究は、本学の教育研究の向上に資するもので、社会的倫理に反しないと認められる場合に限り、これを受け入れるものとします。	以下の下線部の文言を追加しました。 (3) 受入決定は研究開発センターが行います。受託・共同研究は、本学の教育研究の向上に資するもので、 <u>本学の研究活動指針と社会的倫理に反しないと認められる場合に限り、これを受け入れるものとします。</u> (4)①防衛省や米軍など国内外の軍事や安全保障にかかわる機関から資金提供の申し出を受けた場合。②防衛省や安全保障にかかわる機関、また、武器・防衛装備品等の開発に直接かかわる部門との受託研究・共同研究・寄付研究を希望する場合。は、応募可否等について、常務理事会が判断します。

P4 II 3 研究期間

2016 年度	2017 年度
寄付研究の研究期間は、寄付金入金日から入金があった日の 10 年後が含まれる年度の末日までとします。	以下の下線部の文言を追加・修正しました。 寄付研究の研究期間は、寄付金入金日から、入金があった年度を 1 年度目として起算し、 <u>10 年度目の年度末日までです。(例：2017 年 8 月 1 日入金するとき、2027 年 3 月 31 日まで執行可)</u>

P5 II 7 寄付研究の流れ

2016 年度	2017 年度
寄付研究の流れ	以下の下線部の文言を追加しました。 寄付研究の流れ <u>(特定公益増進法人への寄付金の場合)</u>

P9 IV 2 旅費 (3)

2016 年度	2017 年度
出張の旅費は、勤務地もしくは自宅を起点として計算します。いずれの場合も定期区間の範囲は支給できません。	以下の下線部の文言を追加・修正しました。 出張の旅費は、勤務地もしくは自宅を起点として計算します。いずれの場合も定期券区間の範囲は支給できません。 <u>時間的・経済的に合理的な経路および方法により支給します。大学が必要と認めた場合は学内規程を上回る交通費の支給が可能です。</u>

P9 IV 2 旅費 (5)

2016年度	2017年度
タクシーの使用は最低限にとどめてください。合理的な理由のない場合は支出できません。	以下の文言を追加しました。 タクシーの使用は最低限にとどめてください。 <u>公共交通機関が無いなど、合理的な理由がなければ</u> 支出できません。

P9 IV 2 旅費 教研一般旅費の事後提出書類について (表)

2016年度	2017年度
	出張報告書が必要な場合の例として、以下の文言を加えました。 ※7 公的研究費は必須

P11 IV 3 (1) 教研手数料・報酬 (謝金) b

2016年度	2017年度
	以下の文言を追加しました。 (後者の場合は、別途税金支出が発生しますので、研究費の残額にご注意ください。税金分も研究費から支出します。)

P11 IV 3 (2) 人件費 (アルバイト謝金) d

2016年度	2017年度
	以下の下線部の文言を追加しました。 d 本学学生を雇用の際、授業期間内(学年暦上)の通学定期区間の交通費は支給できません。(定期券未購入であっても支給できません。)

P13 IV 4 その他 (表)

2016年度	2017年度
	以下の下線部の文言を追加しました。 教研会合費 諸会議に要する茶菓子、飲食(アルコールを除く)等

P14 V 連絡・問合せ先

2016年度	2017年度
	冒頭文に以下の文言を追加しました。 なお、デザイン工学部所属の先生は、小金井事務課が担当いたします。ただし、所属がデザイン工学部でも、特定課題研究所で受託・共同・寄付研究を受け入れる場合は、市ヶ谷事務課が担当いたします。

P25 V 連絡・問合せ先

- （1）市ヶ谷事務課の所在地を九段校舎の住所に変更しました。
- （2）4月1日付異動に伴う内容に修正しました。また、担当者の連絡先に内線番号を加えました。